

愛媛県屋外広告美術商業組合規約

(目的)

第1条 本組合の運営は愛媛県屋外広告美術商業組合の定款によって行う。

2 本組合は円滑なる運営を図るため本規約を定める。

(常任相談役、相談役の委嘱)

第2条 本組合に常任相談役、相談役を置くことができる。

2 常任相談役は理事長に2期以上存在した者、相談役は理事長に1期以上存在した者とする。

3 常任相談役、相談役は本組合の基本方針、その他特に重要な事項について理事長の諮問に応じ総会、理事会など各種会議において意見を述べることができる。

4 常任相談役、相談役は重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。

5 常任相談役、相談役の任期は4年又は任期中の通常総会の終結時までいづれか短い期間。ただし、就任後第4回目の通常総会が4年を過ぎて開催される場合には、その総会の終結時まで任期を伸長する。但し留任を妨げない。

(事業受注に関する使用料または手数料)

第3条 定款第15条2項による使用料または手数料は10%以内とし納付期限を6ヶ月越えるものは定款による義務違反とみなす。

2 委託業務に係わる保険金など、掛け金の遅延はこれを認めない。

(経費の賦課)

第4条 定款第18条による賦課金は年額7万2千円とし、分割して3ヶ月ごとに納付する。

2 前項の納付について6ヶ月を経て未納の場合は定款による義務違反とみなす。

(賛助会員)

第5条 広告美術の役務に関連する事業を営む者は本組合に加入することができる。本社所在地域の限定はしない。

2 加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

3 議決権を行使しない。

4 賦課金は年額6万円とし、分割して3ヶ月ごとに納付する。

5 取決めのない事柄は理事会にて審議する。

(事務所)

第6条 定款第5章第38条により本組合は、職員を置くことができる。

2 事務所及び職員についての諸条件は理事長・監事において審議し、理事会の承認を得るものとする。

(理事会)

第7条 一年に3回以上開催する。

(委員会)

第8条 本組合は、広告美術業の中小企業者の改善発達を図るために必要な事項を調査、研究、審議又は実施、また公正な経済活動の機会を確保する目的のため委員会を置く。

2 委員会の種類は、第9条に掲げる。

3 各委員会は原則として委員長の指定する日時、場所において年1回以上開催するものとする。

4 各委員会報告事項は必ず開催日より7日以内に事務局へ提出するものとする。

5 委員会の任期は2年とする。但し留任を妨げない。

(委員会の種類)

第9条 本組合は、第8条の目的を達成するため下記の委員会を置く。

①総務財政委員会、②広告景観委員会、③啓発事業委員会、④技術開発委員会、⑤組織振興委員会、⑥公益事業委員会とする。

(委員会の事業内容)

第10条 本組合定款に基づき委員会は事業を実施する。

2 事業内容について慎重に審議し理事会及び総会で承認を得る。

(委員長等の任命)

第11条 委員会は委員長1名、委員をもって構成し、副委員長等の選任は委員長判断とする。

2 委員長は、理事のうちから、理事長が総会の承認を得て任命する。

3 委員は、組合員のうちから、委員長が理事会の承認を得て任命する。

(委員長等の職務)

第12条 委員長は委員会の事務を掌握する。

2 委員は、委員長の指示のもと、委員会の職務を実施する。

(表彰)

第13条 本組合において特に功労ありと認められたものは、理事会において審議の上これを表彰する。

(交通費・宿泊費)

第14条 理事会が認めた交通費、宿泊費用は組合が負担する。

2 四国広告美術組合連合会の開催する理事会、官民連絡会議へ出席の場合、交通費 5,000 円を負担する。

3 愛媛県屋外広告美術商業組合の開催する理事会、総会へ出席の場合、開催地域以外の出席者へ交通費 3,000 円を負担する。

4 一般社団法人日本屋外広告団体連合会の開催する理事会等に愛媛県屋外広告美術商業組合の代表として四国外へ出席の場合、出張手当として日帰り 5,000 円、宿泊の必要な場合は更に 5,000 円を負担する。但し、年 1 名 1 泊を上限とする。

(弔 慰)

第15条 本組合員にかかる弔慰は、理事長そして事務所職員の手配にて速やかに対処するものとする。

2 本組合員が、死亡した場合、本組合ならびに本組合役員の名において香典 10,000 円を供える。別に花輪または生花を贈る。

3 本組合員の配偶者、親、子の葬儀に際して、香典 5,000 円を供える。別に花輪または生花を贈る。

(改 正)

第16条 本規約の改廃は、本理事会において審議し、出席者の多数決により改廃することができる。

昭和 63 年 7 月 1 日施行

平成 20 年 5 月 24 日改正

令和 3 年 4 月 24 日改正

令和 4 年 4 月 23 日改正

令和 5 年 4 月 26 日改正